

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

氏名	高橋 暁（たかはし あかつき）
学位の種類	博士（工学）
授与番号	甲 第 698 号
授与年月日	2010 年 9 月 25 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
学位論文の題名	ハーグ条約及びその第二議定書に関する考察 人為的災害と文化遺産の諸価値及びその復興
審査委員	（主査）山崎 正史（立命館大学理工学部教授） 大窪 健之（立命館大学理工学部教授） 武田 史朗（立命館大学理工学部准教授） 益田 兼房（立命館大学グローバル・イノベーション研究機構）

### < 論文の内容の要旨 >

（和文）

文化遺産は、その実在的・歴史的価値に加えて、共同体の同一性を育む社会的価値を備えている。そのため、文化遺産は、紛争時において、敵対する集団の象徴として攻撃の対象となり、一方で、被災後、流出文化財の原産国への返還や、被災文化遺産の保存・復元は、弱体化した国や共同体のまとまりを再構築し、失われた歴史や記憶を取り戻すことに重要な役割を果たしてきた。本論文では、被災文化遺産の価値評価においては、通常文化遺産価値評価において重視される真正性にかわって、人々の記憶の保存と復興への決意が、被災文化遺産の新たな歴史的価値として評価され、その保存方法を決定する際の重要な基準として確立されてきたことを明らかにした。

20 世紀において、人為的紛争と文化遺産に関する国際法規は、ユネスコを中心に、法典化がなされた。本論文では、1999 年に採択されたハーグ条約第 2 議定書が、ユネ

スコの国際法規のみならず、国際人道法、国際刑事法の進展に支えられ導かれたものであること、そして、1954年ハーグ条約が、ユネスコ文化財不法輸出入等禁止条約や世界遺産条約との制度面での連携及び実際面での柔軟な統合的運用によって、人為的災害と文化遺産保護に一定の成果を上げてきたことを、具体例の考察によって明らかにした。更に、2006年から2009年にかけて行われたハーグ条約第二議定書運用指針作成の考察からは、運用指針が、第二議定書がハーグ条約にもたらした改善点を実現するために、世界遺産条約や他の文化諸政策との広範な連携を確保する措置を講じ、幅広い運用の可能性をもたらしたことを明らかにした。

最後に、本論文では、今後のハーグ条約第二議定書の運用に関する日本の貢献として、政府、専門家、市民社会とのパートナーシップに基づき、ICBS日本委員会の早期設立、日本の世界遺産都市の特別保護申請の可能性の模索、自然災害対策を含む世界遺産危機管理戦略への知的・技術的貢献によって、人為的・自然災害を包括的にカバーする文化遺産危機管理に関して、国際協力を積極的に推進していくことを提言した。

( English )

Cultural heritage has various values not only intrinsic and historic, but also social which nurtures the identity of communities. Because of these values, cultural heritage has been the objects of attacked during conflicts, while the return of cultural properties to the countries of origin and the safeguarding cultural heritage sustained damages during conflicts have been playing an important role in re-constituting the community identity and social cohesion weakened during conflicts, and restoring lost history and memory of peoples. The assessment of the development of normative instruments and the World Heritage inscription made in this paper shows that, in evaluating the values of the cultural heritage affected by conflicts, the international heritage community has put values not on the authenticity of cultural heritage but on the commitment to the preservation of memory and the determination for recovery through heritage safeguarding.

Through the examination of the development of international normative instruments relating to conflicts and cultural heritage, this paper sheds light on the fact that the adoption of the 1999 Protocol to the 1954 Hague Convention was

supported not only by other UNESCO Conventions but also the advancement of international humanitarian laws and international criminal laws achieved during the 20<sup>th</sup> century. Furthermore, the assessment of concrete cases of heritage safeguarding during and after conflicts made in this paper also show that the 1954 Convention has been achieving certain results at operational level through the integrated application of the 1970 Convention and 1972 World Heritage Convention. The paper also highlights the fact that the Operational Guidelines of the 2<sup>nd</sup> Protocol to the 1999 Convention elaborated during the period of 2006 and 2009 ensures the linkage between the 1999 Convention and the World Heritage Convention and other programmes of UNESCO, providing new possibilities of its effective application.

This paper concludes in recommending to the Japanese government, experts and civil society, their active engagements in international cooperation through the 2<sup>nd</sup> Protocol of the Hague Convention by ensuring the establishment of the Japanese Committee of ICBS, the exploration of the possibility of nominating World Heritage Sites in Japan for inscription on the Enhanced Protection List, the intellectual and technical contribution to the comprehensive World Heritage Risk Management Strategy covering both natural and human-induced disasters by using their extensive knowledge and experience in the area of natural disaster risk management.

#### < 論文審査の結果の要旨 >

ハーグ条約に関する既往研究は、主に法律や文化財の専門家によってなされ、ハーグ条約とその議定書を細分化し個別に扱う傾向があるが、本論文は、紛争と文化遺産保護を取り巻く国際情勢や、非政府機関の役割、そして具体的な状況におけるハーグ条約の運用効果を初めて広く体系的に考察したものである。さらに、未だ広く研究対象とされていない最新情報である、2009年11月にハーグ第二議定書の政府間委員会が承認したハーグ条約第二議定書運用指針についても、ユネスコ職員としていち早く対象に取り上げている。第二議定書運用指針に、ハーグ条約の実効性を高めるための新制度を取り入れてゆく諸会議の進展を克明に追跡し、その意義を具体的に解明することに成功しており、研究成果は、近年締約国となった日本にとっても、極めて重要な道標となると考えられる。

本論文は、ハーグ条約とその議定書および運用指針を取り上げたものであるが、さらに広くユネスコの文化遺産に関する他の諸条約との統合的運用を評価する手法を提案することによって、これらが新しい制度や措置の設計にどう寄与したかを解明している。特にこの統合的運用の有効性に関し、以下のような視点から解明したことが評価できる。

- (1) 人為的災害からの文化遺産保護の実際を踏まえ、ユネスコ諸条約の統合的運用という視点による評価方法を、新たに提案した。
- (2) 人為的災害からの文化遺産保護に関する歴史上の実際例をもとに、ハーグ条約が、諸条約の制度と補完・連携する統合的運用を試みることで一定の実績を蓄積してきた過程を解明し、加えてその限界をも示した。
- (3) 新たなハーグ条約第二議定書とその運用指針が、諸条約の統合的運用を可能とし促進する措置を講じることで、統合的運用の個別経験を単なる経験に終わらせず、普遍的な法規化を実現した経緯を明らかにした。
- (4) 文化遺産が戦災被害を受けた日本の事例の検討を通じ、今後日本がハーグ条約の実効性を高めるために、国際的に貢献すべき課題を提示した。

本論文の審査に関して、2010年8月2日(月)13時30分～15時00分、環境都市系第2演習室において公聴会を開催し、申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は学位申請者高橋暁氏に対する口頭試問を行った。各審査委員および公聴会参加者より、諸条約の果たした役割、非政府機関の活動に関する質問などがなされたが、いずれの質問に対しても申請者の回答は適切なものであった。よって、以上の論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士の学位に値する論文であると判断した。